

ご存知  
ですか！

# 配分金等の確定申告について

会員の皆さんに支払われるシルバー人材センターの報酬（配分金等）は、所得税法上では、**雑所得（派遣賃金は除く）**として取り扱われ、次に該当するような場合には確定申告の必要がありますので、ご注意ください。

## 〈配分金等の収入だけの場合〉

年間配分金等の合計額が103万円を超える場合

## 〈配分金等の収入の他に年金収入がある場合〉

(年間配分金額 - 必要経費等の控除額55万円) + (公的年金額 - 公的年金等の控除額) > (基礎控除額48万円 + 扶養控除額 + その他の控除額(雑損・医療費・社会保険料・生命保険料・地震保険料・寄附金控除等))

《配分金等の収入と年金収入以外に収入がある場合など、詳細については所轄税務署にご相談ください。》

※注意 就業の際に必要な交通費等は、必要経費の控除に含まれるものとして取り扱われます。

※詳しくは所轄税務署にお問い合わせください。